

## 1. エネルギー基本計画について

- 政府は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会等での議論を受けて、「エネルギー基本計画」の政府原案を2月25日に取りまとめた。
- 政府原案では、「安定供給(エネルギー安全保障)」、「コスト低減(効率性)」、「環境負荷低減」及び「安全性」(3E+S)を確認し、「国際的視点」と「経済成長」を加味。
- また、各エネルギー源の強みが活き、弱みが補完される「多層化・多様化した柔軟なエネルギー供給構造」の構築と実現を目指す。

### 《基本計画(案)で示された各エネルギー源の特徴》

エネルギー源	位置付け	政策の方向性
石油	国内需要は減少傾向にあるものの幅広い用途があり、地政学リスクは高いが、可搬性が高く全国供給網も整い、備蓄も豊富で、今後も活用する重要なエネルギー源	供給源多角化、産油国協力、調整電源としての火力の活用等が不可欠。
天然ガス	地政学的リスクも相対的に低く、温室効果ガスの排出も少なく、天然ガスシフトが見込まれる中、役割が拡大していく重要なエネルギー源	供給源多角化でコスト低減、コージェネレーションなど利用形態の多様化
石炭	地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、単価も安い優れたベースロード電源の燃料として再評価	最新技術の導入促進、発電効率向上により温室効果ガスを低減
LPガス	温室効果ガスが比較的少なく、過般性、貯蔵の容易性から有事にも貢献できる分散型のクリーンなガス体のエネルギー源	備蓄設備強化など供給体制の強靭化、コストの抑制による利用形態の多様化。
原子力	優れた安定供給性と効率性を有し、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源	可能な限り依存度を低減。安定供給、コスト低減、温暖化対策等の観点から必要な規模を確保。
再エネ	安定供給面とコスト面に課題があるが、温室効果ガスを出さないエネルギー安全保障に寄与できる有望な国産エネルギー源	今後、3年程度、導入を最大限加速し、その後も積極的に推進。

## 2. 固定価格買取制度に係る平成26年度調達価格等の動向について

- 経済産業省は、調達価格等算定委員会(第15回)を3月7日に開催し、これまでの意見等を踏まえて平成26年度調達価格の委員長案を提示した。3月末までに経済産業大臣が委員会の取りまとめを受けて価格を決定する予定。
- 委員長案の主な内容は、以下のとおり
  - ① 太陽光発電の出力10kW未満を37円(税込)とし、38円(税込)から1円引き下げ。
  - ② 太陽光発電の出力10kW以上を32円(税抜、以下同じ)とし、36円から4円引き下げ。
  - ③ 風力発電では、洋上風力の区分を新たに設定し、陸上風力より14円高い36円。
  - ④ 水力発電では、既存導水路活用の区分を新たに設定し、25円(200kW未満)、21円(200kW以上1,000kW未満)、14円(1,000kW以上30,000kW未満)。
  - ⑤ 風力(洋上以外)、地熱、中小水力(既存導水路活用以外)、バイオマスについては、そのまま据え置き。

〔平成26年度調達価格及び調達期間の委員長案〕 ※ 変更分のみ掲載

電 源	太 陽 光		洋上風力 (注1)	既存導水路活用中小水力 (注2)		
	10kW 未満	10kW 以上		200kW 未満	200kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満
区 分	10kW 未満	10kW 以上	—	200kW 未満	200kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満
価 格	38円 ↓ 37円	36円 ↓ 32円	36円	25円	21円	14円
期 間	10年	20年	20年	20年		

(注1) 建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶等によるアクセスを必要とするもの。

(注2) 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

※ 太陽光10kW未満は税込価格、それ以外は税抜価格。

### 参考1：審議に当たっての基本的方針

- ① 買取制度の適用を受ける設備については、法令に基づきコストデータを義務的に提出させて、実態の費用を反映した情報を収集。
- ② 非住宅用の太陽光発電設備で、平成24年度に経済産業大臣の認定を受けるも運転開始に至っていない案件について、同省は実態調査を実施し、当該データも審議に活用。
- ③ 太陽光以外の運転開始まで長期の開発期間を要する発電設備（風力・地熱等）については、十分なデータが収集されていないため、制度開始以降運転開始したデータの全数を分析。

### 参考2：再生可能エネルギー特措法に基づく主な事項

- ① 買取価格及び買取期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に設定。
- ② 経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重。
- ③ 買取価格・買取期間は、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態、規模ごとに設定。

### 参考3：平成25年度調達価格及び調達期間

電源	太陽光		風力		地熱		水力・小水力			バイオマス
区分	10kW未満	10kW以上	20kW以上	20kW未満	1.5万kW以上	1.5万kW未満	200kW未満	200kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 3万kW未満	一般木材
価格	38円	36円	22円	55円	26円	40円	34円	29円	24円	24円
期間	10年	20年	20年		15年		20年			20年

※ 太陽光10kW未満は税込価格、それ以外は税抜価格。

### 3. 買取制度運用ワーキンググループの設置について

- 経済産業省は、固定価格買取制度の運用改善に係る検討・審議を行うため、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会の下部組織として、「買取制度運用ワーキンググループ」を設置した。
- 第1回会合を2月18日、第2回を2月28日、第3回を3月12日に開催し、「回避可能費用(※)の取扱い」及び「認定制度の在り方」等について議論を行った。

(※) 電力会社が再生可能エネルギーを買い取ることにより、本来予定していた発電を取りやめ、支出を免れることができた費用のこと。

#### 〔ワーキンググループ設置の背景と目的〕

- ① 平成24年7月に再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法が施行され、固定価格買取制度が開始されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は順調に拡大を続けている。
- ② 固定価格買取制度では、電力会社が再生可能エネルギー電気の買取に要した費用は、回避可能費用を控除した上で、電力利用者からの賦課金により賄う制度となっている。
- ③ 回避可能費用は、一般電気事業者の電気料金の原価算定の際に算定された、火力、原子力を含めた全電源ベースでの変動費等を基礎として算定を行っているが、様々な算定方法の提案があり、その算定方法の検証などを行うこととした。
- ④ 委員については、技術的かつ専門性が高いテーマであることから、本分野に詳しい有識者及び消費者の代表で構成し、関係業界に対しては、オブザーバーでの参加を要請している。